

木簡研

創刊号

木簡研究

創刊号



木
竹
学
会



目次

創刊の辞……………岸俊男……………1

一九七八年出土の木簡……………3

概要	加藤 優	静岡・伊場遺跡	川江秀孝
凡例	加藤 優	静岡・二之宮遺跡	平野和夫
奈良・平城宮跡	鬼頭清明	静岡・御子ヶ谷遺跡	八木勝行
奈良・藤原宮跡	泉森皎・岸俊男	山形・平形遺跡	尾形典典
奈良・紀寺跡	山中 章	山形・城輪柵遺跡	小野 忍
京都・長岡宮・京跡	百瀬正恒	山形・堂の前遺跡	尾形典典
京都・平安京西市跡	丸川義広	秋田・秋田城跡	小松正夫
京都・平安京左京八条三坊跡	田辺昭三	広島・草戸千軒町遺跡	志田原重人
兵庫・吉田南遺跡	山田 猛	広島・尾道市街地遺跡	志田原重人
三重・下郡遺跡	北野 保	山口・長門国府周辺遺跡	
三重・小判田遺跡	川江秀孝		
静岡・城山遺跡		福岡・三宅庵寺	甲元真之・山内紀嗣・伊東照雄 二宮忠司

一九七七年以前出土の木簡(一)……………50

三重・袖井遺跡	東原永逸男	奈良・平城宮跡(第七次)	東野治之
秋田・弘田遺跡	東原永逸男	正倉院伝世の木簡	和田翠
奈良・平城宮跡(第五次)	東野治之		
中園簡牘研究の現状	大庭脩		
東北地方出土の木簡について	平川南		
長岡京木簡と太政官厨家	今泉隆雄		
藤原宮跡出土の官奴婢関係木簡について	鬼頭清明		
記念講演(M・ローウニ)要旨			
木簡第一号発見のころ	田中琢		
	125		
	123		
	112		
	97		
	78		
	63		

凡 例


一、以下の原稿は各木簡出土地の調査機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列順序はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。


一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している部分の法量は括弧つきで示した。

その下の三桁の数字は形式番号を示す。またそれぞれの調査機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである。（八頁第二図参照）

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

「」 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。


「」 抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■ 抹消により判読困難なもの。

□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

× 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

「」 木簡が折損していて文字が失われている。

「」 異筆、追筆。

「」 合点。

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔〕 校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

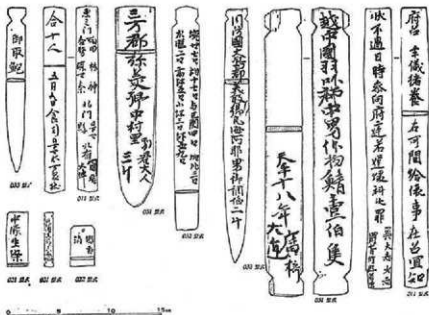
カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ マ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

一、地図中の▼は木簡の出土地を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形類を示し、つぎの一五型式からなる。(第一回参照)

- 011型式 短冊型。
- 015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
- 019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 021型式 小形矩形のもの。
- 023型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。
- 033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
- 035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
- 036型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 037型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 038型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 039型式 用途の明確な木製品に墨書のあるもの。
- 040型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
- 041型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
- 042型式 削屑。



第1図 木簡の形類分類

位下財線人安万呂
行夜使仍注状故移

武藏國男衾郡餘戸里大費鼓一斗天平十八年十一月

武藏國男衾郡餘戸里大費鼓一斗天平十八年十一月

請飯前部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件

×位下財線人安万呂
行夜使仍注状故移

泉進上材十二條中又八□□×

武藏國男衾郡餘戸里大費鼓一斗天平十八年十一月

請飯前部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件

第2圖 木簡釈文の表現法

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町・法華寺町・北新町
- 2 調査期間 東院地区 一九七八年(昭和53)六月～十一月
第一次朝堂院地区 同年四月～七月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 狩野 久
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
平城宮跡内では一九七八年度において二調査地区から木簡が出土している。

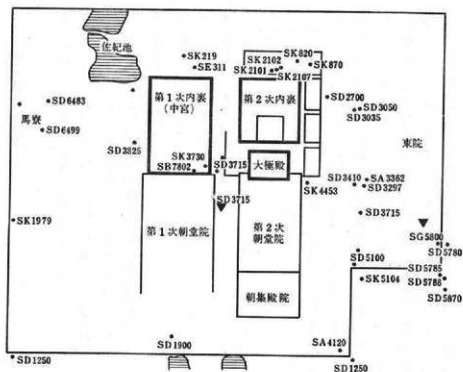
一 推定第一次朝堂院地区(第一一二次調査)

宮中央部のいわゆる第一次朝堂院と称している地区の調査を北から順に九七次、一〇二次と行ってきており、東第一堂の規模や朝堂院の東限の構・築地の構造、朝堂院東部の状況等が明らかになっている。本年度も一〇二次のさらに南に続く箇所、東第二堂の規模確認を中心とした調査を行った。その結果第二堂は梁間四間、桁行十二間以上の規模を持つ建物で、さらに南へびることが判明し、第一次朝堂院地区は第二次地区とは異なり、東西に各二棟の南北棟が配置される可能性が強くなった。また朝堂院の東面の区画は、構

↓構・築地と三度の遺構がある。この朝堂院東限から約一七m東の第一次朝堂院と第二次朝堂院の間に平城宮中央部の基幹排水路である南北溝がある。この溝から木簡が出土した。九七次、一〇二次調査においても同溝の上流からそれぞれ一六三点、二八 points の木簡が出土している。ただしこの溝には両朝堂院地区からの東西溝が流入している。どちらの地区の木簡が決定することはできない。溝は素掘り、幅は二・三m、深さ一mあり、三八分を検出した。二回の改修が認められ、上・中・下の三層に分かれる。中・下層についてはそれぞれさらに二層の堆積がある。過去二回の調査の木簡の出土状況から、最初の改修は天平初年頃、二回目は平安時代に入ってからと考えられる。木簡は溝北部に集中して二四点出土した。内訳は上層溝下層八点、下層溝上層一点、下層溝下層二点である。削層は七点ある。この溝以外では築掘区東北隅の土壇から一点出土しているが、わずかに墨痕があるだけである。

二 東院園池北方地区(第一〇次調査)

平城宮東院出部の東院地区東南隅に新旧二時期の認められる園池遺構のあることが既に明らかになっているが(四四次・九九次調査、本調査区はその池の北側に接する場所である。今回調査の結果、三回の整地と、A期以前およびA/G期の八期に区分できる重複の著しい遺構が検出された。各期の絶対年代は決まらぬが、今のところ、A期以前とはこの地区の本格的造営開始以前の和銅年間頃、A期は東院東面大垣造営時、B期は旧池が作られる養老年間以前、E



第1図 平城宮木簡出土地点図(1979年3月現在)(▼ 今年の木簡出土地)

期は新池が造成される天平勝宝年間以降と考えている。主な遺構は掘立柱建物一二棟、礎石建物四棟、掘立柱榭五条、溝一九条、石敷道路三条、土壇などである。性格的には発掘区南半は堀池との関連地域とみてよさそうであるが、北半は堀池と別個の地域となる時期もある。木簡は総点数六六六点、うち削屑は三八八点である。これらの木簡のうち二八八点はA期以前の土壇・溝から、一九九点はD期の溝から、他は整地土、柱穴掘形等から散在的に出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 推定第一次朝堂院地区

下層溝下層

(1) 大枠

□□□□日下部□□×

D140×8×3 029

下層溝上層

(2) □造上女瓦三百□丁卅五入

「(行末) 神龜五年十月□□樂小酒□麻日」

D150×8×(90+100)×(80+100) 028

(3) 「遠江国敷智郡呼嶋

「(行末) 十斗面習嶋 十次□□
十七斗面習嶋 廿三斗□□
二十斗面習嶋 廿三斗□□」

(表裏同)

D180×8×8×3 180

上層溝下層

(4) 當 □匠丁十二×

D107×8×4 081

(5) 籠作鶴甘第□□□□×

D122×8×(35)×5 019

(6) 嶋 文倭 □□□□ (簡中)

安宗 寒川 都賀 阿田

156x45x3 簡

九七次・一〇二次調査においては、神龜三年(天平三年頃)の宮内での造営事業に関する木簡が多数含まれていたが、今回出土木簡中の(2)と(4)もそれらと関連するとみられる。とくに(2)は、九七次出土の神龜六年の瓦進上木簡と同類であり、三調査区出土木簡は一括して取扱うことのできるものである。なお(9)の安宗・寒川・都賀は下野国内の郡名である。

二 東院園池北方地区

A期以前

(1) 燦里

□部里 (簡中) □部里 (簡中)

前里 青見里

石寸里

119x96x3 簡

(2) 甘首名 江野園足

(大) □甘首名 (簡中) □江野園足 (簡中)

86x12x3 簡

(3) 下道人守 □□ ×

131x8x4 簡

A期

(4) 道百嶋 佐伯子 □

部真公 道東人 国広浜

氏豊人 □□□足 阿 (簡中)

部男 □

人 □□□

今月卅一日

部 部

部

部

部 部 部 部

(5) 三方郡乃止 三人羽志米六斗

111x42x3 簡

C期

(6) 伎国周吉郡山部郷生王部俊奈布 ×

119x82x3 簡

信吹益麻呂

□□□□ (簡中) □□□□ (簡中)

206x18x3 簡

D期

(7) 各田部林

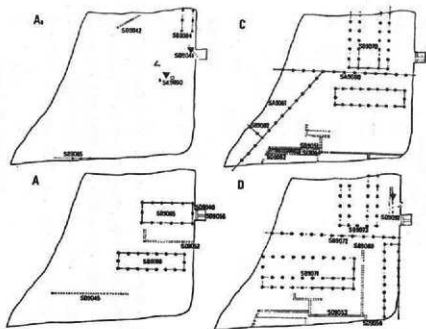
91

(8) 膳部 □

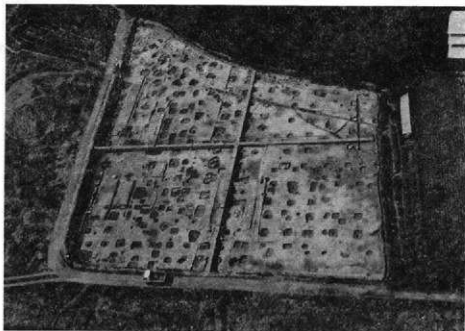
85

(9) 若倭部 □

85



第2图 東院園池北方区時期別遺構図



第3图 東院園池北方遺構(全景)

00 八年八月七日

三

木簡は比較的古い時期の遺構に伴うものが多いが、年紀のあるものはない。断片や腐蝕しているものが多く、内容的にも全体を通しての特徴のようなものはうかがえない。この中では(1)の里名を列記したものがこれまで例をみない特異なものである。里名のうち、前里は隠岐、青見里は参河と遠江、石寸里は土佐、採里は伊勢と参河にみられる。なお柱根に「雇工春刀良」と墨書したものがある。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所
- 『昭和51年度平城宮跡発掘調査概報』一九七七年
 - 『同』52年度同 『一九七八年』
 - 『同』53年度同 『一九七九年』
 - 『平城宮跡発掘調査出土木簡概報00』一九七七年
 - 『同』02 『一九七八年』
 - 『奈良国立文化財研究所年報 1977』一九七八年
 - 『同』1978 『一九七九年』

(加藤 優)

第4図 東院地区出土の柱根墨書



京都・長岡宮・京跡

- 1 所在地 向日市鶴冠井町・森本町
- 2 調査期間 一九七八年(昭和53)十月～七九年一月
- 3 発掘機関 向日市教育委員会
- 4 発掘担当者 山中章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の時代 八世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

(一)長岡京跡左京第22次調査

本調査地は、長岡京左京二条二坊五・六町にあたる地点で、調査は、一九七八年十一月十七日から一九七九年一月三十一日まで実施した。その結果、長岡京時代の三本の溝と二軒の建物、一基の井戸を検出した。木簡を出土した溝は、左京第13次調査(一九七七)で出したS D一三〇一の東30mの延長部にあたる。

今回も木簡の出土した溝S D一三〇一は、三条大路南側溝から中心距離で北へ約七・三八mの地点に位置し、左京二条二坊六町と五町の間を東西に、西から東へ流れる幅1.1m×1.0m、深さ0.5mの溝である。

溝中には、二個所に橋状遺構S X二二〇九・S X二二一〇がある。第13次調査では、延暦六年の紀年銘のある木簡を出土する素掘

りの溝(第一期)から、間八・九年の紀年銘のある木簡を出土する側板を持つ溝(第二期)へと造りかえられたことが判明しているが、今回は、この側板を持つ溝を検出することができず、代わりにこの橋状遺構を検出したものである。

木簡は、この橋状遺構のものを含めて、合計一三三点出土した。(一九七九年二月七日から三月九日までの立合調査で、さらにこの東30mの地点から7点出土した。)

木簡は溝全域から出土しているが員一書、特に、同橋状遺構の間からは77点(92%)が出土した。内、I・II層からは55点(52%)が出土しており、土器・木器等もこの付近から数多く出土することから、溝を廃棄する時、この橋状遺構から一括して投棄されたことがうかがえる。

溝の埋土は基本的に四層にわかれる(参)。このうちI・II層が第13次調査での第II期、III・IV層が第一期に対応している。層別別の出土数は、第II期(I・II層)で81点(92%)、第一期(III・IV層)で29点(32%)である。第13次調査では、第一期が10点(4%)と少ないのに比較すると、やや増加しているもの、今回もそのほとんどが、溝を埋立てるために廃棄されたものであることがわかる。

その他、形態の上では、今回出土の木簡は遺存状態が特に悪く、完形品の占める割合が13%と低く、そのほとんどが破損した断片(〇八一型式)であることに特徴がある(第13次調査では34%)。尚、同時に大量の墨書土器が出土したが、その主なものは、「大曆」「外記」

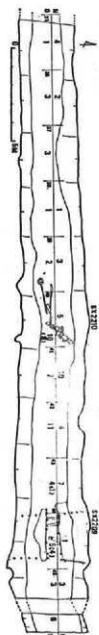
8 木簡の釈文・内容

〔一〕侍従「奏」「史」「秋継」などである。

〔二〕長岡宮跡第87次調査

本調査地は、長岡宮の東辺北部、平安宮大内裏図では左近衛府にあたる地点で、調査は一九七八年十月二十三日から十二月四日まで実施した。

木簡は、調査地中央を北西から南東へ流れる幅10.0m、深さ0.5mの溝中から検出された。(本調査地の北西二五〇mの地点では、長岡京初見の木簡一点が一九七〇年出土している) 溝は、基本的に、褐色砂層(一層)、褐色砂礫層(二層)、暗青灰色砂礫層(三層)の三層にわかれるが、木簡は、長岡京時代の遺物を出す第II層から二点出土した。1は籤の完形品で丁寧なつくりをしており、字も楷書の美しいものである。中央上端部より5mmの所に2.5mmの穴があけられている。他の一点は断片で判読できないが、同じく第II層から出土した。尚、本調査地でも墨書土器が出土し、「宮」「大」「五」「百」「三」などがみられる。



第1図

SD1301 地区別木

簡出土状況図

大数字：出土点数

小数字：地区別

アルファベット：地区別

()はSX209・2210

出土数

長岡京跡左京第22次調査木簡

(1) 一斗四升

〔長斗升也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

單位 型式 管理No

(2) 〔三月十九日〕米五斗

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(3) 〔公文也〕

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(4) 立

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(5) 〔里方簡也〕

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(6) 〔縫殿寮〕

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(7) 〔難波佐藤部令〕

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(8) 〔九月四日大〕

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(9) 十月

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

(10) 十月

〔里方簡也〕

⑨×⑪×③ 表 011 028

- 01 \square 田郡 $\square \square \square \times$ (取手)
020 $(30) \times (25) \times 3$ ■ 019 258
- 01 \square 有件大 \square (同取手)
020 $(87) \times (24) \times 3$ I 051 256
- 02 \square \square \square \square (取手)
020 $(72) \times (24) \times 3$ I 051 257
- 03 (月八日輕間嶋)
 $\square \square \square \square \square \square$
030 $(156) \times 11 \times 3$ I 051 258
- 04 身官
 $\square \square \square \square \square \square$
040 $(54) \times 14 \times 3$ I 019 260
- 05 $\square \square \square \square \square \square$ (安美ととも米・十斗目)
050 $(112) \times (7) \times 4$ I 051 264
- 06 $\square \square \square \square \square \square$ (安美ととも米・月等の取手)
060 $(186) \times (7) \times 4$ II 051 268
- 07 \square 三福 \square (主取手)
070 $74 \times 15 \times 3$ II 033 267
- 08 郡 \square 采女郷丈部家 \times (主取手)
 $\square \square \square \square \square \square$
080 $(90) \times (30) \times 5$ ■ 019 270
- 09 \times 取廣岡
090 $(67) \times 23 \times 6$ I 019 272
- 10 \times 子米五斗
100 $\square \square \square \square \square \square$
100 $(120) \times 19 \times 4$ I 059 273
- 11 $\square \square \square \square \square \square$ (主取手)
110 $123 \times 22 \times 3$ I 051 275
- 12 \cdot 伊与国和気郡倉橋
120 $\square \square \square \square \square \square$
120 $123 \times 22 \times 3$ I 051 275
- 13 \cdot 入五斗
130 $\square \square \square \square \square \square$
130 $(117) \times (16) \times 3$ I 051 276
- 14 \cdot 小 $\square \square \square$ 六十隻 (米取手)
140 $136 \times 23 \times 4$ I 033 277
- 15 \cdot $\square \square \square \square \square \square$
150 $(181) \times (16) \times 7$ I 019 278
- 16 \cdot $\square \square \square \square \square \square$ 左衛門 \times
160 $139 \times 20 \times 3$ I 031 279
- 17 $\square \square \square \square \square \square$ 三斗 七斗 $\square \square$
170 $(57) \times 17 \times 6.2$ I 041 281
- 18 五合 $\square \square$
180 $(75) \times 22 \times 3$ ■ 039 282
- 19 \cdot \square 戸主三家大 $\square \times$
190 $160 \times 20 \times 3$ I 041 283
- 20 \cdot $\square \square \square \square$ 三家 $\square \times$
200 $252 \times (10) \times 4$ II 019 285
- 21 $\square \square$ 風早郷 \square 白米五斗
210 $(79) \times (9) \times 3$ II 051 286
- 22 $\square \square \square \square$ 請書手飯四升十一月十二日輕間嶋
220 $126 \times 15 \times 3$ I 033 288
- 23 \times 子 $\square \square$ 庸
230 $(194) \times 15 \times 4$ II 049 289
- 24 $\square \square \square \square \square \square$ 雑大 $\square \square \square \square$
240 $131 \times 18 \times 3$ ■ 045 290
- 25 $\square \square \square \square \square \square$ 下郷戸主 \square 長 \square 承 $\square \square$
250 $(100) \times 20 \times 4$ II 019 291
- 26 \cdot $\square \square \square \square \square \square$ 粉洒酒粉洒
260 $136 \times 23 \times 4$ I 033 292
- 27 \times $\square \square$ 鴨足調塩三斗
270 $136 \times 23 \times 4$ I 033 292

1978年出土の木簡

68	□□□				
69	〔四升米〕 □□□□□□□□ □□□□□□□□	55×23×3 Ⅱ 081 292	68	〔□人伍十□上□×〕 □□□□□□ □□□□□□	143×53×2.5 Ⅲ 033 312
70	□□□□□□□□ □□□□□□□□	55×23×3 Ⅱ 081 292	69	小繩年勝 〔甲字〕 □□□□□□	(81)×(18)×3.5 Ⅱ 081 314
71	〔酒一缶〕 □□□□□□□□	18×16×3 Ⅱ 032 4307	70	〔上字〕 □□□□□□	(120)×(7.5)×2 Ⅲ 081 320
72	〔隔隔隔隔隔隔〕 □□□□□□□□□□	307×17×3 Ⅱ 011 309 4310	71	□□□□□□	(48)×19×3 Ⅳ 019 321
73	□□□□□□□□□□□□□□□□		72	□□□□□□	(81)×6×9 Ⅲ 081 325
74	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		73	□□□□□□	
75	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		74	請□□□□□	(20)×(21)×3 Ⅰ 039 328
76	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		75	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	(169)×(14)×3 Ⅱ 019 4322
77	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		76	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
78	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		77	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
79	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		78	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
80	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		79	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
81	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		80	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
82	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		81	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
83	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		82	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
84	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		83	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
85	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		84	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
86	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		85	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
87	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		86	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
88	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		87	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
89	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		88	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
90	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		89	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
91	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		90	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
92	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		91	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
93	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		92	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
94	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		93	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
95	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		94	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
96	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		95	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
97	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		96	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
98	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		97	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
99	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		98	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
100	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		99	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
101	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		100	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
102	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		101	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
103	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		102	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
104	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		103	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
105	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		104	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
106	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		105	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
107	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		106	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
108	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		107	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
109	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		108	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
110	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		109	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
111	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		110	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
112	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		111	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
113	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		112	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
114	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		113	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
115	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		114	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
116	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		115	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
117	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		116	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
118	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		117	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
119	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		118	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
120	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		119	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	
121	〔酒一缶〕 □□□□□□□□		120	□□□□□ □ □ □ □ □ □ □	

例 □ □ 辺
例 □ △ 物

(注) ○はSX2210、○はSX2209、△は立合開発、表は表層を示す

(表) × (1) Ⅱ 991 ○ 992
(表) × (2) Ⅱ 991 ○ 994

層位	遺構	遺構別木簡出土数				計
		SD1301	SX2209	SX2210	立合	
I	褐色粘質土	50	0	2	3	55
II	灰褐色粘質土	17	3	3	3	26
III	暗青灰色粘質土	20	2	3	0	25
IV	褐色砂層	4	0	0	0	4
	表 探	(2)	—	—	(1)	(3)
	計	91 (2)	5	8	6 (1)	110 (3)

左京第22次調査〈層位・遺構別木簡出土数一覧表〉

長岡宮跡第7次出土木簡

「人物志三卷」

表 334 × 4 Ⅱ 991

(山中京)

9 関係文献

福山敏男「長岡宮跡出土木簡の『人物志三卷』について」

『日本歴史』三七二号一九七九年



第2図 長岡宮・京木簡出土地点図

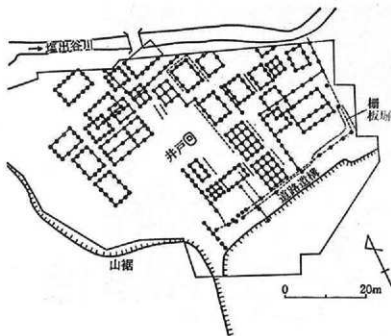
静岡・御子ヶ谷遺跡

- 1 所在地 静岡県藤枝市瀬古字御子ヶ谷
- 2 調査期間 一九七七年(昭和52)六月～一九七八年二月
- 3 発掘機関 藤枝市教育委員会
- 4 調査担当者 八木勝行・原川宏・磯部武男
- 5 遺跡の種類 地方官衙遺跡(駿河国志太郡衙址)
- 6 遺跡の年代 奈良・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

御子ヶ谷遺跡は、志太平野の西端部、海岸線より約7kmほど入った丘陵地帯の末端に位置し、海拔二六mの平地に立地する。南側を低丘陵に取り囲まれた東西一〇〇m、南北七〇mの狭い範囲にあり、掘立柱建物遺構、井戸、櫓、板塀、道路遺構等から構成されている。地形的には限られた区域ながら、コンパクトな形で遺構が配置されている点で大きな特徴を有する。官衙的な性格の強い遺構群の在り方を示し、併せて出土した遺物群によって、律令時代における駿河国志太郡の郡衙遺構としての可能性が強まった。

御子ヶ谷遺跡からは、一〇点の木簡が出土している。遺跡の立地上の条件から木製品の保存には恵まれ、各種日常容器・道具類とともに検出される。

一点は板塀で囲まれた建物群中の小土壌中より、多数の木片に混



御子ヶ谷遺跡遺構配置図

入して出土しているが（墨痕の存在は確認できるが、文字は判読できない）、遺跡の南側を東西に走る道路遺構の縁に添った低湿地の部分からのもので、土器・木製品とともに投棄された状態を示している。

低湿地部での堆積層の観察から、出土する木簡は大きく二群に分離される。基底面に近く、道路遺構の補修拡張に伴う敷地層の下面にあたる奈良時代遺物包含層中のもの六点(1)・(4)・(5)・(6)と、底面より高い暗褐色有機粘土層（平安時代遺物包含層）中に含まれる三点(1)・(2)である。いずれも出土状況から建物群との関連のなかで扱えられることは明らかで、破損や二次的な変形を受けたものが多い。

木簡とともに多数の遺物が出土しているが、ことに墨書土器の大量出土は内容的にも最も注目される点である。「志太」「大領」「志大領」「少領」「志太少領」「志太少」「主帳」「志太厨」「志厨」を含む二三七点の墨書土器群は、地方官衙（郡衙）としての遺跡の性格付けを明確にするものであり、他にも、陶硯、施釉陶器類、木製馬具、漆器などの上質な遺物群が含まれている。

8 木簡の釈文・内容

(1) ×申進上夫事

長谷浄成

1.85 × 0.9 × 0.15

(2)

日置 ×

1.85 × 0.9 × 0.17

(3) 人 人 人 人 父
事 召 人 人
安 人 父

1.85 × 0.9 × 0.15

(4) 右 可 作 真 ×

1.85 × 0.9 × 0.15

(5) 五 友足

1.85 × 0.9 × 0.15

(6) 召 前 ×
女召 付里正丈部麻呂

1.85 × 0.9 × 0.15

残念ながら出土木簡によって直接年紀の知れるものや、志太郡との関わりの明確なものはない。しかし、人名や数字を書き込んだ進上木簡や召状と思われる文書風の木簡が多く含まれている点で、郡衙における実務体系を知る貴重な文字資料であるといえる。又、文献資料の乏しいなかで、少長谷浄成・日置・友足・丈部麻呂などの人名に関する資料が増加したことや、(6)号木簡にみえる「里正」によって郷里制下の年代が想定され、御子ヶ谷遺跡の成立年代を把握する手懸りを与えるなど重要な意義をもち有している。いずれにしても、御子ヶ谷遺跡における木簡をはじめ墨書土器などの文字資料の果す役割は非常に大きい。

9 関係文献

八木勝行 「御子ヶ谷遺跡の発掘」(志太ニュー)

九七二

「御子ヶ谷遺跡の調査―駿河国志太郡の郡衙遺構―」（月刊文化財第1/2）

「御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡新跡）の調査」（静岡県考古学研究所）

藤枝市教育委員会

一九七八年
一九七八年
一九七八年

「日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査概報―昭和五二年度―」（藤枝市埋蔵文化財発掘調査概報―昭和五二年度―）

「御子ヶ谷遺跡『駿河国志太郡衙址』の調査」（宿禰三〇―五）

磯部武男

「御子ヶ谷遺跡『駿河国志太郡衙址』の調査」（宿禰三〇―五）

藤枝市教育委員会

『藤枝市の発掘調査№2』

一九七八年
（八木勝行）



御子ヶ谷遺跡出土の土器墨書銘

韓国慶州市にある、新羅時代の宮城の苑池、雁鴨池、発掘の調査が、一九七五年から二年余にわたって行われていたが、その発掘報告書が、早くも昨年末に同国文化財管理局から刊行された。図版篇ともに二冊からなる大冊であるが、なかに八世紀代の木簡が四十七点含まれているのは注目される。「天宝十載」「宝応四年」等中国紀年をもつもののほか干支年のものがあり、また付札の切り込み状のつくり方が、居延漢簡の付札に似ているのは興味深い。

(編集子)

一九七七年以前出土の木簡(一)

三重・柚井遺跡

- 1 所在地 三重県桑名郡多度町柚井字惣番割
- 2 遺跡の種類 貝塚および祭祀関係遺跡か
- 3 遺跡の年代 不明
- 4 木簡出土時期 一九二八年(昭3)
- 5 遺跡および遺物の概要

柚井遺跡は、養老山脈南端の東側山脚部に所在し、尾根の反対側の西南約一・八kmの地点に多度神社があり、北側には岐阜県との県界をなす境川が流れている(下図参照)。一九二八年一月中旬より、この地域の耕地整理が行なわれ、その過程で遺物が発見され、伊東富太郎・鈴木敏雄の両氏によって、現地踏査と遺物採集がくりかえされた。

遺跡の状況は、発掘調査が行なわれていないので、あまり明らかでないが、土器片等を包含する貝層と、祭祀関係遺物などを包含する泥炭層とからなりたっているようである。貝層は、現水田部分の

西へ南端の台地ぞいから、五個所にわたって発見され、泥炭層は、その周辺一帯にもひろがっていたらしい。

個々の遺物の出土地点および出土状況・層位関係等も、もはや判然としないが、

泥炭層から出土した木簡をはじめとする木製品や、遺跡全面から出土した土器類を中心に、多くの遺物が採集されている。木製品としては、切火用具・斎串など、祭祀関係遺物が特徴的だが、そのほか、



木簡・楯・弓・下駄・曲物などがあり、用途不明の断片も多い。土器類は、土師器片と須恵器片が発見されている。後者には著軸するものがあり、大よそ一〇〜一世紀ごろのものが多し。底面に「平安」「大富」「大福」「萬」などの吉祥句的な墨書をはじめ、各種の墨書がみられることが注意される。そのほか、鹿角器、獸骨片(鹿、犬、馬など)、種子(胡桃・桃・椎・松笠など)、長年大宝、大年通宝、和鏡、鉄器片なども出土している。

6 木簡の積文・内容

〔櫻樹郷守部春□□□一解〕

1.55×0.4×0.22

両端圭頭、ヒノキ材。現状は自然乾燥状態で、上端から約一二cmのところを二つに割れている。裏面に文字はない。現在、京都国立博物館保管。「櫻樹郷」は、和名抄にみえる美濃国石津那の郷名。なお、現在では判読不能の中間四字分を、島田貞彦氏は一九三一年に「季神代者」と読み(文獻⑧)、また、一九五四年の『三重考古図録』(文獻⑨)は、「△□□□」としている。この第四字目は、墨痕からみて「者」ではない。

なお、鈴木敏雄氏は、文獻⑧・⑨に、右木簡とは別の木簡様木片

の図を掲げ、「上面二十数字ヲ墨書セリト雖モ初字「嬰」、三字目「郷」、六字目「守」ノ外読ミ難シ。」と注記している。図上計測にて1.82×0.23×0.23型式、上端圭頭、下端は図では丸味をおびている。現在所在不明。

さらに鈴木氏は、同じく文獻⑧・⑨に、木簡ではないが、斎串に「五斗」と記したものの図を掲げ、「コノ種ノモノニ大略カクノ如ク墨書ノモノ伊東氏蔵セシガ今紛失セリト。可惜哉。」と注記している。したがって、この墨書は、鈴木氏が所蔵者伊東富太郎氏からの伝聞によって記したものらしい。京都国立博物館保管品中には、これに相当するものは見あたらず、文字の有無も含めて確認することはできない。

7 関係文獻

- (1) 鈴木敏雄 「三重県桑名郡多度村柚井貝塚誌考」
(考古学雜誌十八一〇、一一)
一九二八年
- (2) 同右補記第一(袖印版)
一九二八年
- (3) 同右補記第二(二、三)
一九三一年
- (4) 同右補記第一の「柚井貝塚発見の木簡」(考古学雜誌二一)



面の両側に面取りを施している。墨書は、月日の下の記名は甚だ削落して読み難いが、上方の「種語取」は極めて明確であるという。

下から五字目は、上田氏の報告では「寿」と読まれていたが、最近発見された、昭和十三年四月十八日付後藤宙外氏の手紙に付された「払田柵址より出土の木簡写」の見取図により、「書」である可能性がきわめて強くなった。また、この図によると、下から二字目と三字目の間は、他と比べてややあいており、墨痕らしきものが記されている。なお、右書状に、「高梨村払田後藤十兵衛(今東市)の孫某少年の採集せるもの也」とある点は注意される。

(2)は、藤井東一氏の報告によると、一九三〇年九月七日の「厨清水」(ホイド井泉)脇の調査によって、「餓餓」「厨家」「厨」などの文字のある墨書土器多数とともに出土したものである。長らく行方不明であったが、一九七六年に自然乾燥状態で見られ、右のように解読された。「飽海部」は出羽国の郡名、「隊長」は隊長・五十長に同じか。

(3)は、一九七二年一〇月、「ホイド清水」で表面採集されたもの。材質はスギの柾目で、上半部を欠いている。現在は自然乾燥状態。

「火」は兵士二〇人で編成される単位。

7 関係文献

上田三平

『指定史蹟払田柵址』高梨村史蹟保存

会

一九三一年

藤井東一

『払田柵』(秋田考古会々誌二四)

一九三一年

上田三平

「払田柵址」(『史蹟精査報告第三、払田柵址・城輪柵址』)

一九三八年

瀧川政次郎

「短冊考——払田柵址出土の木札について——」(『古代学七』二)のち「法制史論叢第四冊、律令諸制及び令外官の研究」所収

一九五八年

奈良修介・豊島昂

「秋田県の新出土木簡」(『秋田史学』二〇)

一九六七年

新野直吉

「払田柵址から新出土の木簡」(『秋田史学』二〇)

一九七三年

平川南

「秋田県払田柵跡・岩手県胆沢城跡・同落合遺跡出土の木簡」(『第一回木簡研究集會記録』)

一九七六年

「東北地方出土の木簡——払田柵跡・胆沢城跡——」(『第三回木簡研究集會記録』)

一九七九年

(栄原水通男)

奈良・平城宮跡（第五次）

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九六〇年（第35）十一月～一九六一年三月（第55）次

- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所
- 4 調査担当者 石田茂作
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

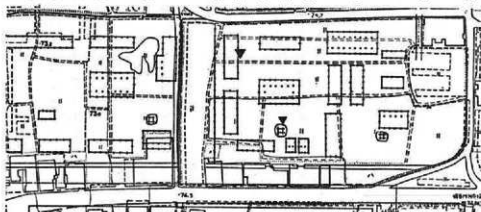
平城宮跡は、いうまでもなく奈良時代七十余年間における政治の中心となったところであるが、一九六一年一月、ここから始めて木簡が検出され、以後陸続として木簡の発見される先駆となった。木簡が出土したのは推定第一次内裏北方にある土壌である。この土壌は南北二つの土壌が相接して細られたようになっており、北半部は東西三m、南北三・五m、深さ一m、南半部は東西三m、南北二・五m、深さ一m程の大きさである。しかし埋土や遺物の状況に差はなく、また遺物が同一土層から出土することや土壌の壁に崩れがみられないこと、遺物が土壌の周りから底部にかけて投げ込んだような形で発見されていることなどから、両者とも同時期に穿たれ、比較的短期間のうちに埋められたと判断される。その時期は後述のよ

うな出土木簡の年紀から天平宝字末年ごろとみられる。

この土壌は鹽芥処理用で、木簡の他に多数の瓦・土器、漆冠断片・木製品・木炭・薪木・建築材（楡皮など）、種子（タネミ・種子他）などが検出されている。また墨書土器として、土師器の坏の外面に「井境勿人者」、「井坊勿他人取」と書いたものなど計六点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

木簡は計三一点、請求文書・記録・貢進物の荷札・物品の付札・習書落書などにわかれる。主要な木簡の釈文を末尾に掲げた。荷札に天平宝字五・六年の年紀があり、習書にも同六年の



推定大廳遺構配置図

文字がみえることから、出土状況と合せいずれも宝字末年の木簡と考えてよい。

請求文書には食料品に関するものが多く、とくに(1)は、法華寺より当時滞在中であった孝謙天皇近侍の竹波命姫の用料として、宮内の食料管理官司に充てられたものとみられる。文中の「大床所」については、正倉院假名文書所見の「於禁止已可都可佐」に關連付けたり、平安時代の「大床子の御膳」に關係付けて天皇の御膳を作る所とする解釈がなされているが、必ずしも意味が明確にされているとはいえない。床は元來台状のものや場所をさし、寝台や床几の類はすべて床である。正倉院宝物中に聖武天皇所用の「御床」が現存すること、「延喜式」に天皇や官人の座としてしばしば「床子」(床几のこと)がみえること、平安朝の清凉殿に「大床子」があったことなどを参照すれば、この「大床所」は天皇の「床」のある場所、即ち御座所を意味すると解するのにも一案であろう。次に今回「敷方呂尊所」と判読した(4)の文書は、充所に「尊」を用いた一例である。類似の表現は正倉院文書にも多くみられる。(8)は大膳購入の記録とみられ、これも食料に關係する。

荷札には紀伊國調福・甲斐國雜稅胡桃子につけられたものがある。雜稅の胡桃子は雜徭による調達物と考えられている。なお雜稅胡桃子の荷札では国名が追記されているが、同様な例は第十三次調査出土の備前国水母御費荷札(三九八号)にもある。追記がなされている位置はいずれも紐のかけられる部分にあたり、これらの荷札が

物品の消費される時点で廃棄されているらしいことを考えれば、中央での追記とみることではできない。地方における荷札作製手続きの一面を示すものとして興味深い事例といえよう。

物品の付札は海産物ないし舶など、食物・食器に関するもので、荷札ともども食料管理官司との關係が推察される。

断片のうち(4)は假名專用文の一例、(6)の「大天平宝字六口」は習書で、「大」から「天」に連想が働き年紀を書いたものであろう。「大」を尊称と解するのは当たらない。

これらの木簡については発掘当初より食料管理官司との關係が注意され、滝川政次郎氏によって關連遺構を内膳司に比定する説も出されたが、直木孝次郎氏の反論や奈良国立文化財研究所でのその後の検討により、大膳職説が定着してきている。

なおこれらの木簡の出土によって、周辺遺構の性格の解明に木簡が始めて利用され、遺物・遺構の周年にも確かな基準とされることになった。単に最初の大発見であったというだけでなく、この意味でもその後には与えた影響は極めて大きなものがある。

- (1) 寺諸 小豆一斗 醬一斗五升大床所酢 末醬等
 「右四種物竹波命御節所」
 三月六日

長×幅×厚 11.1 一

(2) 啓





036 X 3 X 8 019 四号

(3) 「謹通 敷万呂尊所 請菜端事

071 X 13 X 5 019 五号

(4) 「阿万留止毛字乎弥可々多」



171 X 10 X 2 019 六号

(5) 「肥前国目正八位上矢」



116 X 23 X 5 019 一三号

(6) 「馬馬馬馬馬馬」



141 X 15 X 12 081 一七号

(7) 「甲斐国」山梨群雜役胡桃子一古」



129 X 13 X 14 021 一九号

(8) 「大豆二升直廿二文」



081 二三号

(9) 大天平實字六」



081 二九号

右の釈文は、本稿を草するにあたって凍結乾燥処理を施した実物を調査し、読み改めたものを中心としている。調査に際し御高配と助言を頂いた平城宮跡発掘調査部の鬼頭清明氏に謝意を表わしたい。

9 関係文献

滝川政次郎 「平城宮跡出土木簡と賦役令」(日本上古

史研究五一五)のち、法制史論叢第四冊に再録)

滝川政次郎 「海瀆根考」(日本上古史研究五一八)

一九六一年

坪井清足 「昭和35年度平城宮跡第三・四・五次発掘調査概要」(奈良国立文化財研究所年報一九六二)

一九六二年

田中琴 「平城宮発掘調査報告」II

一九六二年

奈良国立文化財研究所

直木孝次郎 「平城宮跡出土の木簡と大膳職」(続日本紀研究九一四・五・六)のち「奈良時代史の諸問題」に再録)

一九六二年

奈良国立文化財研究所

同 右 「平城宮発掘調査報告」IV

一九六七年

同 右 「平城宮木簡」I

一九六九年

同 右 「平城宮発掘調査報告」VII

一九七六年

(鬼野治之)

奈良・平城宮跡(第七次)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九六一年(簡36)七月〜一九六七年二月(第七次)
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所
- 4 調査担当者 小林剛
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代〜平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
平城宮跡では、前項でとりあげた木簡につづき同じ推定大膳職跡から二点の木簡が出土した。木簡が検出された遺構は、大膳職跡に東西に並ぶ三つの井戸のうち中央の井戸(簡36)である。発掘調査により、この井戸は長岡運都に際して一旦廃絶され、平城上皇時代に先の井戸を壊して同じ場所に新しい井戸を作り再使用されたが、平城上皇の死による平城宮の廃築により再び廃絶されたことが判明した。木簡は古い方の井戸(A井戸)から一点、新しい方(B井戸)から一点出土している。A井戸からは、そのほか土器、万年通宝銭、神功開宝銭、呪詛の人形、斎串、木櫛、「鏡所」墨書土師器蓋などが検出され、B井戸からは土器、緑釉陶器、土馬、隆平永宝銭や多量の瓦、陽物形木器、斎串、木櫛、漆器、難波津の歌を墨書した土器等が検出されている。

8 木簡の積文・内容

(1) 山

(2) 「政津守貞成」

御匣殿七人

(長)×(短)×(厚) 四二号

(1)はA井戸より、(2)はB井戸よりそれぞれ出土したものである。(2)については前項の場合同様、実物にあたって積文を改めた。(2)の意味は明らかでないが、おそらく仕事の割り振りや物品の請求に關係する木簡であろう。「津守貞成」「御匣殿」については「平城宮発掘調査報告」IVに詳しい。

9 関係文献

- | | | |
|------------|-------------------|-------|
| 奈良国立文化財研究所 | 「平城宮発掘調査報告」II | 一九六二年 |
| 日本地理学・岡田茂弘 | 「平城宮跡第六・七次発掘調査概要」 | 一九六二年 |
| 奈良国立文化財研究所 | 「平城宮発掘調査報告」IV | 一九六七年 |
| 同 | 「平城宮木簡」I | 一九六九年 |
| 同 | 「平城宮発掘調査報告」VII | 一九七六年 |
- (東野的之)

東北地方出土の木簡について

平川 南

一、はじめに

昭和五年、秋田県仙北郡所在の弘田柵跡の発掘調査が文部省によって実施された。その調査の際、担当の上田三平氏は長森丘陵中央の北端の山麓に位置する「ホイド」と称する井戸跡の東部に接する地域から二個に分離した木札を発見したという。弘田柵跡からは、このほかに、もう一つの木札が地元の名匠藤井東一氏によって発見、報告されている。ここで、注目すべきことは、上田氏がただ墨書のある木札としたものを、藤井氏は浜田耕作氏がその著『通論考古学』の中で紹介している中国敦煌附近発見の木簡とよく似ていると指摘している点である。周知のように、その後、昭和三十六年の平城宮跡での木簡発見に先立って、瀧川政次郎氏は「短冊考」弘田柵跡出土の木札について（『古代学』七二）、昭和三十三年で、弘田柵跡出土の木札を、六国史・律令格式・儀式の書及び王朝時代の公卿の日記等に散見している「短冊」そのものであると断定したのである。瀧川氏の指摘はともかく、地元の名匠藤井東一氏が中国出土の木簡との

類似性を指摘した事実も、木簡研究史上、決して看過すべきではないであろう。

このように、我が国の木簡研究は弘田柵跡出土の木簡を題材として始まったといえるのである。その後、東北地方においては、久しく木簡の出土例はなかった。

ところが、昭和三十年代の後半から始まった多賀城跡の発掘調査は昭和四十四年の宮城県多賀城跡調査研究所の設置により、以後継続され、しだいにその実態を明らかにした。近年、東北各地においても、古代のいわゆる城柵・宮衙遺跡の発掘調査が継続的に行なわれており、大きな成果をあげつつあるのである。それに伴ない、ようやく、木簡出土のニュースが聞かれるようになってきた。

現在までのところ、宮城県多賀城跡六十六点、秋田県弘田柵跡十四点、岩手県胆沢城跡十一點、同じ江刺市落合遺跡三点、山形県城輪柵跡一点、同藤島町平形遺跡一点、秋田県秋田城跡十一點、山形県八幡町堂の前遺跡三点、それぞれ出土している。

以下、各遺跡の木簡について、略述したい。

二、各遺跡の木簡の概要

(1) 多賀城跡

出土総点数は六十六点であるが、大部分は削片あるいは他の用途に転用したものであり、木簡の原形をこどめるものは約十五点ぐらいである。木簡の出土状況の特色は、木簡のすべてが多賀城外郭地域の南部の低湿地から出土していることである。多賀城跡は大郭分が丘陵上に立地しており、これまで丘陵部分からの出土例はない。第八・二十次の調査の出土地は、外郭南辺の築地のほぼ中央部分で、築地によって丘陵からの谷水がせきとめられてできた池である。ここは現在「コウノ池」の字名を遺している。第十一・二十四次の調査の出土地は、外郭東南隅の低湿地で、特に二十四次の約六十点の木簡は、東辺築地を跨いで造られた建物の土居桁の整地層から出土している。

表 木簡の出土地点と出土点数

調査次数	出土遺構	出土点数
第八次調査	外郭築地整地「しがらみ」列北の沖積地、暗青灰色粘土層	二点
第十一次調査	外郭築地沖積地、青白色粘土層	二点
第二十次調査	外郭築地整地「しがらみ」列北の沖積地、暗青灰色粘土層	一点
第二十四次調査	S B 型建物跡土居桁整地層、青灰色粘土層	六十一點

内容

① (四六・五) × (二・〇) × 〇・五 019

合四種
大佐良十枚
足坏佐良十枚

左半部および上端・下端が欠損している。物品の請求文書か。

② (三五・五) × 四・二 × 〇・六 018

□□財財在在親親世世音我我我聞聞

③ (四三・三) × (一・四) × 〇・三 019

左半部欠損。経文の習書と考えられる。なお習書以前の墨痕が全体に薄く残り、一部分の文字が判読できる。

④ (一四・三) × (一・四) × 〇・三 019

三等□中等

左半部および下半部が欠損。下半部は削平の痕跡があり、「中等」以下に文字が存在したかは不明としかいえない。

三等考第の例は陸奥国の場合、次のような場合が知られる。

『続日本紀』天平元(七二九年八月癸亥条)

又陸奥鎮守兵及三國兵士、簡定三等。具録、進退如法隨版振、威。

向冒万死。不顧一生之状。并姓名年紀居買軍校之年。便差。

專使。上奏。(下略)

軍防令兵士以上条

凡兵士以上。皆造。歷名簿二通。並頭征防遣使處所。仍注。貧富上中下三等。(下略)

また、国府の官人の場合、例えば考課令国博士条によれば、国博士は三等の考第を立てることと規定されている。

いずれにしても、本木簡が考課に関連したものであることは間違いないであろうが、考第の対象がいずれかは決めがたいのである。

④ 二〇・〇三・〇一・〇〇

・武蔵国播磨郡米五斗

部領使^(2正)刑部古^(2正)

・大同四年十月^(2正)月^(2正)

上端部右側にのみ切り込みと右下部に小穴がある。裏面は材が黒ずんで、墨痕との識別が困難であるが、赤外線写真により、上部の年紀が明瞭に判読できた。潤葉樹。

武蔵国播磨郡から運ばれた米五斗に付されたものである。律令政府の実施した東北政策は、陸奥国ばかりでなく、東国とくに坂東諸国の多大な負担の上に遂行されたものであり、このことは文献史料に明らかであるが、本木簡はまさにこの事実を裏証するものといえるよう。

⑤ 三〇・三三・九〇・八〇

・付進上^(2正)

・急々律令須病人吞

やや凸レンズ状のふくらみもち、厚いところで〇・八cmある。下半部が一部欠損。表面は墨がほとんど消えて、字面が浮き上っているだけである。

「急々律令」は正式には「急々如律令」である。「急々如律令」は我が国では伊場木簡で陰陽師の行なう百怪祭との関連が指摘されているように、道家の流れをくむ陰陽道の呪文として用いられたと見られる。多賀城跡出土の「急々律令」は時期的に見て、伊場木簡に次ぐものであり、それは病を直すための呪文に用いられたと考えられ、表はおそらく「付進上……」から推して、病人のための薬物名のようなものが記されていたのであろう。形簡上も下端を削り尖がらせているので、内容と考え併わせ、付札の類とみられる。

(註) 新松山遺跡調査会「伊場木簡出土文字集」二、昭和四十八年

⑥ 三二・三三・八〇・一〇

・白河閉進上射^(2正)

□守十八人^(2正) □和徳三衣^(2正) 人味人

合冊四人

□

大生部乙虫^(2正) □部嶋^(2正) 文部力男

□^(2正) □^(2正) 大伴部建良

これは土居桁内の整地層に散在した十点を接合したものである。上・下両端は完形だが、ほぼ均等に縦割されており、これは転用または廃棄の際の一方方法かと思われる。両側面は欠損しており、本来、かなり幅広い木簡と考えられる。

表は白河団から進上した射^(2正)の総数とおそらくその内訳が記され、また職名を伴なう責任者と思われる二名が見える。裏は進上さ

れた射^手の歴名である。白河回は『純日本紀』神龜五(七二八)年四月丁丑条に「陸奥國請^{新置}白河回」。又改^丹取軍回^為玉作軍回。並許^之。」と見え、その設置年代が明らかである。なお、時期は下るが、『左経記』長元七(一〇三四)年十二月十五日の記事の中に「額丁徒七位上白河回兼矢八占部宿禰安信」と見える。

⑦ 挂草郷^口

長さ五・三〇m、復原後二・一m 異形木簡(丸い棒状)

戊戌戌

下端が折損し、側面も破損しているが、丸い棒状。

『和名類聚抄』によれば、上野國勢多部に「挂草郷」があり、それを「加以加也」と訓じている。「挂」はケイ、かつらの意で、カイと訓むのは誤りで、「加以」と訓ずるのなら、「挂」とすべきである。したがって、挂草郷は和名抄にある「挂草郷」にあたりとみてもよい。また、「戊戌戌」は下端が欠損しているが、これと同様のものが伊場遺跡から出土している。伊場木簡では、前述の、「急々如律令」の木簡の上部に「戊戌戌」とある。ともに「戌」を三回書いているから、そのことに何らかの意味があったと思われる。また、木簡の形骸が丸い棒状という異形である点も、内容の特異性を表わしているであろう。

⑧

長さ九・一m ⑧

解 申道土作物事

口 内の穴がまたはせる

解の書式で、その事書の部分と本文の一部が見える。左端は「弓十(または廿)」と読めそうで、「進上作物」は同様の木簡の内容と考え併わせても、武器のたぐいを示していると考えられる。

⑨ 塩蘆木運廿人

長さ一・五m ⑨

口口所出塩蘆

長さ九・七m ⑩

⑨・⑩の塩蘆は製塩用のカマドのことである。

多賀城木簡は出土地点が低湿地に限られ、すべて、二次的投票ゆえに、遺構の性格解明の直接資料とはならないと考えられる。しかし、例えば、第二十四次調査出土の木簡は軍事関係のものが多く、奈良時代末から平安時代初に多賀城に多くの兵士・物資が集められ、軍事的緊張状況にあったことを示す。また、文献資料からはすでに明らかになっているが、④武藏國播磨郡の米の付札、⑦上野國勢多部「挂草郷」の木簡などは、律令政府の東北政策遂行上の坂東諸國の役割を示唆している。一方、文献資料では、陸奥国内の動きは比較的伝えられないだけに、白河回^の兵士木簡のような資料は貴重であるといえよう。

(2) 弘田郷跡

弘田郷跡は仙北平野のほぼ中央部に位置し、真山・長森の二つの丘陵とその周辺の低地を占め、東西約一、四〇〇m、南北約七五〇mの大きさがある。最近、長森丘陵上で、板敷に囲まれた掘立柱建

物(正殿・東西廊)および内郭南門跡などが発見されている。

弘田柵跡出土の木簡は前述したとおり、戦前・戦後にわたるものである。なかには、現物の失われているものもあり、いささか複雑な事情を有する。弘田柵跡の十一一点の木簡の内訳は昭和五年の文部省の発掘調査に関連して、長森中央の北端、現在の水田に近い山麓の岸に位置する「ホイド」と称する井戸跡附近で発見された二点、昭和四十七年、同地点近くで発見された一点、そして、昭和五十、五十一両年にわたって行なわれた外郭南門跡北部隣接地の発掘調査で出土した八点、計十一一点である。

① (111・112×11・4×0.5 019)

〔件類請求 閏四月廿六日 寺書生仙口氏監〕

〔比較〕上田三平氏執読

件類請求 閏四月廿六日 寺書生仙氏監

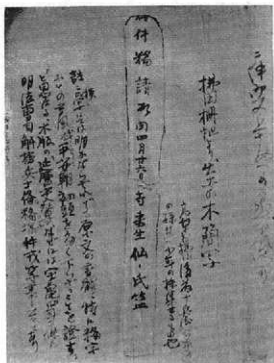
〔上田三平「史蹟調査報告第三」文部省、昭和十三年〕

右の報告書によれば、「長森の北部」井泉趾の東約二、三尺を離れた土中に二片に分離した木札を発見した。材は楡か杉か判明せぬが、長さ約七寸三分五厘(二片を纏めて)、幅約八分、厚さ約一分五厘、上端は少しく欠け、又中央より稍下方にて二個に折れて居る。表面の両側に面取を施し、其の中央に左の墨書がある(下略)とある。

また、上田氏は『史蹟 佛田柵跡(前和五寺)』で、この木札について、「月日の下の記名は甚だ削磨して読み難きも上方の欄請取は極めて明確であるから此の遺跡の性質を決定する遺物として極めて貴

重なものである」と述べている。一方、龍川政次郎氏は「寺書生」という読みについて、「短冊考―弘田柵跡出土の木札について―」(古代学 七二二、昭和三十三年)の中で、疑問を提示している。しかし、上田氏報告の木簡はその後、所在不明となってしまう。加えて、報告書には写真も実測図もないだけに、上田氏の執読の是非も検証しようがなかった。

ところが、最近、一通の書簡が発見され、執読の検討に役立つことが明らかになった。この書簡は弘田柵跡の発見者の一人後藤宙外氏から地元の高階秀彦氏にあてた昭和十三年四月十八日付のものである。関係部分は左の写真のとおりである。



木簡の寸法も上田氏の報告と合致するだけに、これは実測図に相当する程度正確な模写とみられる。問題の「寺壽生」は「寺書生」と改めるべきで、「仙」と「氏監」との間の「ノ」は意味不明である。

③ 二九・四×二・九×〇・七 011

・飽海郡隊長解 申請□□□□^{（印）}
 ・六月十二日 隊長春日旅^{（印）}

・藤井東一「辨田標」(秋田考古学会誌)第二巻第四号、昭和五年)によれば、次のように発見当時の様子を述べている。

「昭和五年）九月七日、野清水の跡を発掘し、多数の文字ある土器を採集した。(中略)それから幅一寸、厚さ二分五厘、長さ一尺位の板片に沢山の文字を表裏に書いてあるものがある。これは浜田耕作先生著通論考古学の写真版にある木簡と言ふものによく似て居る様に、我々素人には考えられる。文字は表は最初の字は館と読むことが出来る。二字不明。次は隊のやうに見える。其下は長判然と読めて、一字不明、申らしいが判然しない。其下六字ばかりあるが、判断が出来ぬ。裏面は中途から六月十らしく見える。其下二字不明。羨らしい字、一字不明。(下略)」

ところが、この木簡は長らく行方が知れなかったが、昭和五十一年再発見された。現状は風乾状態であるが、完形品で文字も事書の請求品目の部分の右半分の墨痕がほとんど失われている以外は、比較的的良好である。その判断結果は上記のごとくで、藤井氏の釈説を

一部訂正、補うことができるようである。
 内容は解の書式をとる軍団関係の請求文書と考えられる。出羽國の軍団は出羽國一団だけで、飽海郡に存したわけではない。これは次のような例と同様に理解すればよいであろう。

『続日本後紀』承和七(八四〇)年二月癸亥条
 陸奥國梁田郡權大領丈部登主。伊具郡。權大領陸奥真成等戸二烟。賜姓阿倍陸奥臣。同國人文部權成等州六人賜姓下毛野陸奥公。」

④ 『続日本後紀』同十五年五月紀に伊具郡の下に人磐城團の四字を補う。

『続日本後紀』承和十五(八四〇)年五月辛亥条
 (前略)伊具郡麻城戸主磐城團主權陸奥臣善福。色麻郡少領外正七位上殿八等同姓千雄等八烟賜姓阿倍陸奥臣。
 すなわち、飽海郡は「隊長春日旅^{（印）}」の本質を示すのであろう。なお、隊長は軍防令軍団大毅条に規定のある隊正(五十名)のことである。

⑤ 二五・三〇×二・三×〇・五 019

・□十火 大蝦二石八斗八升
 ・□二斗八升二合

昭和四十七年十月、地元の一高校生が「ホイド清水」で表面採集して発見したものである。上半部欠損。現状は風乾状態。

出羽國の兵士は一團一千人である。

「延喜式」主税式

凡陸奥国兵士間食料米二千八百八十斛八斗八升、年中所_レ輸租穀内、
毎年充_レ之。

この算出法は

人数 8 合 × 1,000 人 × 360 日 = 2,880 日

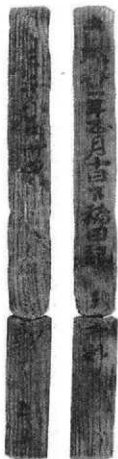
となり、その場合、本木簡の「二石八斗八升」は兵士一人の年間の食料米に相当することになる。この点に関しては今後の新資料の出現を待って検討を加えたい。

④ 一三・七×二・二×〇・五 〇11

・嘉祥二年正月十日下稻日記 〔元〕年料
〔合〕
・□三千八百卅四 〔東〕 正月十日 〔日〕
「勘了」

出土地点は外郭南門跡の北北西方向約10mのところにある約二
×二×〇・一五ほどの不整形の土塊である。

「嘉」の字のみが二字分ほど間のびした感じで書かれている。また、「勘了」正月十日_{〔日〕}だけが、若干、走り書きであり、日付部分はやや左よりに他に比して一まわり小さな字で書かれていることな



ことから異筆と判断してよさそうである。この本簡には文書木簡の主

条件ともいえるべき文書の発行者と宛先との授受関係は明記されていないが、「下稻」という記載からは何らかの上級官司から下級官司への文書の授受関係を読みとることができる。本木簡は冒頭に正確な年月日を持っている記載様式に日記の特徴がよく現われている。

また、裏面の下端部「勘了 正月十日_{〔日〕}」は文書を受領した備が帳簿類との照合を終えたこととその月日を書き込んでいるのである。類例をあけるならば、平城宮木簡においても、

・天山司解 道上飛炎冊九枚

・(別筆)「勘了」〔和〕(和記五十二年一月、第二本簡研究発表会)
〔補〕(和記五十二年一月、第二本簡研究発表会)

の例は、平城宮の造営工事の際に、天山司より運び込まれた建築材を「勘了」したことを示している。

⑤ (七・一)×三・一×〇・二 021

・□如件 〔六月廿日〕
・□直 〔六月廿日〕

両端とも折損している。

仮粟という熟語は意見の限りでは古代の文献史料には見当たらないが、「假」には「かりる」または「かす」の語義があり、「假借」「假貸」などの用法があるので、おそらく、假貸の粟、假借の粟という意味かと思われる。なお、江戸時代の偽書とされる『日本繪圖風土記』という書物に「假粟」の語が頻出する。次にその一例

を示しておくことにする。

日本書紀風土記第百四

陸奥国名取郡

指賀庄 公穀六百七十二束 三毛田

假粟、五百六十五束 三字田 (倉名は筆書)

(内閣文庫本文化十三年伴信友写)

この書物は偽作であったとしても、その典拠となったものについて、今後、検討する必要があるであろう。また、假貸の対象物が粟という点も、一般的には出挙または借貸に用いられなかったとされているだけに興味深いものがある。

⑥

〔解 申請口〕

(七・五)×(二・二)×(三・三) 180

昭和五十二年十一月、第十次調査の外郭南門跡北側地域、第IV層(陶器灰粘質土)出土。両端が欠損している。

請求物品名は不明だが、解の書式による請求文書と考えられる。

払田柵跡は昭和五年の文部省の調査で、水田下に埋まっていた材木列を発掘したことを契機として、こうした材木列でしきられた施設こそ、古代の文獻に登場する「柵」に相違ないという基本的な考え方が定着し、地名をとり、「払田柵」と呼ばれたのである。したがって、払田柵跡は、古代の文獻上に登場する他の柵の遺跡(例えば、多賀城跡、胆沢城跡など)とは一応、区別して考えなければならぬ。

これまで、払田柵跡から出土した木簡の大半が文書様木簡である点が目立っている。加えて、その内容は、③の飽海郡隊長からの請求文書、④の十火の兵士の存在、⑤下柵日記など、多様である。な

かでも、払田柵は古代の文獻上に見えないが、遺跡の所在地は古代の雄勝・平鹿・山本という横手盆地に存在した三郡のうちいずれかであることは間違いない。その場合、出羽国は一団のみで兵士一千人(聖德太子格弘仁五年正月十五日宣旨、『三代実録』元慶三年六月廿六日条)であることが知られている。兵士は『純日本紀』慶雲元(七〇四)年六月丁巳の勅によれば、「諸国兵士、閏別分爲十番。每番十日。教習武藝。必使三斎整。」(国はおそらく阿蘇ならん)直木孝次郎氏『日本古代兵制史の研究』とある。したがって「払田柵」に十火の兵士が上番したとするならば、出羽国の兵士すべてが「払田柵」に集中したことになるのである。最近の政庁地区をはじめとする考古学的調査成果と併せて、これらの木簡は今後の「払田柵」の性格を検討する資料となるであろう。

払田柵跡の場合、外郭線内に低地を広く取り入れており、先述したように外郭南門跡北西部で、八点の木簡が出土している。また、昭和五年および昭和四十七年の木簡出土地であるホイド清水は現在でも雨水をたたえているなど、木簡の出土条件に恵まれているだけに、今後の調査に期待したい。

(3) 胆沢城跡

胆沢城は延暦二十一(八〇二)年に造営されたもので、多賀城から

鎮守府がうつされたとされている。

胆沢城跡は岩手県水沢市佐倉河にある。遺跡は南流する北上川に西からほぼ直交する胆沢川の南側の平野部にあり、通称「方八丁」といわれ、一辺約六五〇mの方形に土塁状の高まりが今は道路となつて残されている。発掘調査の結果、外郭をめぐる土塁状の高まりは築地であることがわかった。

昭和五十年八月、西辺外郭中央部の調査において、墨痕をわずかに認めうる木簡が三点、さらに、昭和五十一年十一月、外郭南門外側大溝跡埋土最下層（灰黒色シルト質壤土層）から四点出土している。

① (一五・一二)×四・九×〇・七 88

〔君〕第三段

上端右半分の一部と下端が欠損し、上端の両側から切り込みがある。形態上からは一応付札と考えられるが、内容は不明。

② (一〇・〇)×二・〇×〇・三 88

〔納〕(復成)

〔蓋〕

板目を利用したため、表面の脱材部のところで墨がとんでいるが、かすかに判読できる。上・下端とも欠損。裏面は材の腐蝕が著しく、加えて、上半部が削りとられている。

③ (七・〇)×(二・四)×(〇・二) 88

〔磨〕

墨書面だけ剝離した残片である。両端および両側面を欠くため全体は不明である。

④ (九・八)×(二・〇)×〇・四 88

・大穴

・大口

上・下端と片側を欠損している。表裏ともに削りとられている。習書木簡。

胆沢城跡出土の木簡はまだ点数も少なく、断片的である。しかし、遺跡は平野部に立地し、建物跡の柱材なども残存している例も多いだけに、今後の調査で、木簡の発見は大いに期待できる。

(4) 岩手県江刺市落合遺跡

落合遺跡は江刺市の中心街の南方二㎞付近の平野部にあり、比高1m内外の微高地と現水田の低地とからなっている。この微高地はおそらく北上川か支流の人首川・広瀬川の度重なる氾濫によってできたものとされている。

調査は東北新幹線関係埋蔵文化財の発掘調査の一環として、昭和四十九年四月～八月まで実施された。

旧河道上に堆積した層（シルト質粘土層）に遺物が多量に含まれていた。遺物は三点の木簡（うち二点は墨痕が薄く、判読不能をはじめ、土師器・須恵器・木器（櫛・盆・皿類など）三十四点うち漆塗器四点・木製品（櫛・杵の未成品・きめたなど）三十二点、土鐘・鉄製品・種子などである。墨書土器も多く、そのうち約八割は「本」と記されてい

る。また、この低地に接した微高地からは竪穴住居跡が検出されている。遺跡の時期は一応平安時代中頃と考えられている。(註)

(註) 岩手県教育委員会「昭和四十九年度東北新幹線開通記念文化財調査報告書巻二河内地区」

昭和五十年三月

①

奈良紫豆二斗八升

二三・六〇×二・四×〇・九、88

上端を欠くが、片側に切り込みがあり、切り込みをいれない下部を両側から削って、尖らせている。裏面は本来の面が剝離しているため不明。

(5) 城輪標跡

昭和六年、秋田県の弘田欄に引続き、山形県酒田市の城輪の地で、弘田欄同様の材木列が水田中から発見されたことから、城輪欄跡とされた。

城輪欄跡は酒田市の市街地北東方約八kmの地点にある。遺跡は飽海平野のほぼ中央部、標高十一〜十三mの沖積地にあり、南八kmのところを最上川が北流している。外郭は約七〇m(六町半)四方の正方形をなす。内郭部分は微高地をなし、ほぼ一辺一二〇mの築地で囲まれ、内郭の建物は正殿・後殿・東西脇殿などと東・南・北の各門跡が検出され、陸奥国府である多賀城の内郭の建物配置と類似していることから、一応、平安時代の出羽国府跡とされている。

昭和五十一年九月より実施した第十六次調査(宮形地区)で一点出土している。調査区域は城輪欄跡内郭地区の北東方約二・三〇mで、

内郭地区の標高とほぼ同じ約十三mの高さを持ち、周囲の水田より一段高くなっている。

木簡を出土した井戸跡は径約一・三mのほぼ円形の掘方のほぼ中央に、基部一段のみだが、径五十八cmの曲物が遺存していた。井戸の掘方埋土内から木簡片一点、箸状木製品七点、桶底板片一点などと共に、木簡一点が出土した。

木簡は下端および片側を欠くが、現長二一・三cm、現幅二・九cm、厚さ〇・三cmである。上端部に直径二mmの小孔がみられる。墨痕は認められるが、削られ判読不可能である。(註)

(註) 酒田市教育委員会「陸奥城輪欄跡 昭和五十一年度発掘調査報告書 昭和五十二年

(6) 平形遺跡

平形遺跡は山形県東田川郡藤島町平形に所在する。

昭和五十二年四月から実施された開場整備事業にかかわる緊急発掘調査で一点出土している。

調査区のうち、D地区とされた下平形南西部において、七間×三間をはじめ独立建物四棟・井戸跡などが発見され、平安時代前半頃の建物跡とされている。木簡を出土した井戸跡は径約一・六m、深さ約二mあり、井筒は全部で七段積み重ねており、井筒材は手斧で仕上げられた桎目板である。伴出遺物の中に「阿」と墨書した土器片もある。

木簡は、墨痕が認められるが、細く割られたうえ、角を削られており、判読は不可能である。現存長一〇・二cm、現幅〇・四cm、厚

さ〇・四〇m。(註)

(註) 山形県教育委員会「山形県第六次編纂調査報告書資料」昭和十二年十月

(7) 秋田城跡

秋田城跡は秋田市寺内に所在し、日本海にそそぐ雄物川の河口の北側に位置している。東西千数百m、南北約一、一〇〇mで、標高は最高点で五〇mならずで、平均三〇m程度の安定した台地である。

昭和五十三年七月から始まった第二十五次発掘調査(鶴ノ木地区)において、十一地点の木簡が出土している。調査地は秋田城跡東外郭線より東方約一〇〇mの地点である。調査の結果、掘立柱建物跡(東西四間×七間の南面附付建物や東西三間×南北三間の給柱建物など)、井戸跡などの多くの遺構が検出されたことから、主要建物群の所在する地域とすることができる。

木簡を出土した井戸跡は掘り込み面での直径は四・三m、深さ約五・四mで、掘り方の底部には内径一〇三cm、高さ一三〇cm、厚さ一〇cmの円形の井筒を控えている。なお、井戸の下層部には埴とて



天平六年銘木簡
(文字の部分のみ)

おし大の礫および平瓦が三重に敷きつめられていた。とくに、埴は総数約六〇個あり、そのうち二枚は龍と思われるものと、弓矢で首・腹・足を射抜かれた人物像がそれぞれ墨書された特異な戯面埴である。

木簡十一点のうち、四点はほとんど墨痕が認められない。

① (三二・五)×(三〇・一)〇 cm

天平六年月

タギ書き。上端欠。下端の片方から若干削りが入り、尖がらせている。一応、平城宮木簡の形態分類の六〇五九型式に入るものと考えられるが、材の一端の尖らせ方は付札類に通常見られたものほど徹底したものではない。年紀のすぐ上に鉄釘が残存している。

『続日本紀』天平五(七三三)年十二月己未条によれば、

出羽櫛置置於秋田村高清水岡。

とある。これは出羽国の中心的施設である出羽櫛が出羽郡から約一〇〇km北の秋田村高清水岡に遷し置かれたという記事である。したがって、この木簡は、『続日本紀』の天平五年条の出羽櫛の遷置記事を要付ける貴重な資料といえよう。

② 三七・〇×二・五×〇・七 cm

・ 浪人丈部八手五斗

・ 勸賞五年調米

『延喜式』によれば、陸奥・出羽両国の調庸は当国に納め、その出納帳を正税帳使に付して申し送れと規定されている。また、

その品目に米あるいは穀が品目として定められている。

陸奥国行後廿五日

調。広布廿三端。自餘輸_二秩布。米。穀_一。

庸。広布十端。自餘輸_二秩布。米_一。

出羽国行後廿七日 海路五十二日

調。庸。輸_二秩布。米。穀_一。

この延喜式の規定は、少なくとも、陸奥・出羽両国の史料としては、九世紀半ばまで確実にさかのぼることができるのである。すなわち、『類聚三代格』齊衡三（八五〇）年三月八日官符には、次のような記事が見える。

応_レ勘_二陸奥出羽両国用度帳_一事

（前略）件両国調帳并用度帳。便附_二朝集使_一進_レ之。勘_二両帳_一訖。乃從_二放還_一。至_レ有_二勘出_一。具載_二返抄_一。所用調庸理非難_レ弁。〔後略〕

陸奥・出羽両国から調帳と共に、その使途を明記した用度帳（延喜式様式では出納帳）が提出されており、すでに当国において調庸物を使用していたことがわかる。また出羽国に関しては、狄徒に給する年料禄として秩布一万端を定め、若し調秩布が不足した時は正税をもって充てることとしている（『類聚三代格』貞観十七（八七五）年五月十五日官符）。調秩布が留め置かれ、狄禄に充てられていることが明らかである。結局、出羽国の調庸は史料上、九世紀半ばごろまでは当国に留め置かれたことが知られる。

〔備考〕陸奥・出羽両国財政について
いわれる『延喜式』との関連を中心として

明_一（延喜式百十八）
（昭和十一年）

ところで、この調の付札はその記載様式に一つの特徴を有すると思われる。すなわち、平城宮木簡の買進物付札の内容は買進主体、買進物の種目または税目・品目・数量、年月日を記載するのを原則とする。そして、記載方法は次のようなものが一般的である。

買進主体（買進郡郡名＋買進者）＋買進物の種目または税目・品目
＋数量＋年月日

例 平城宮木簡第三四六号

・玉置縣家三家人黒万呂御調三斗

・天平四年九月

ところが、秋田城木簡は若干、記載順を異にしている。

・買進主体（浪人＋丈部八手）＋数量（五斗）

・年月日（勝寶五年）＋買進税目・品目（調米）

平城宮木簡で、この類例をさがすと、意外と少なく、管見の限りでは下記の一例を知るのみである。

例 平城宮木簡第三三〇号

・葦枝国阿野郡日下部犬万呂三斗

・四年調塩

③ 長さ二八・二四 角材

・宇大宙宇於大大飽

・飽 飽海郡、飽海郡 最

・最上郡 最上郡

三・四 方形の角材の三面に墨書している。下端部に粗い切り込みがあり、おそらく、長い材から切り離した痕跡かと思われる。

習書木簡。飽海郡・最上郡とも出羽國の郡名である。その木簡は習書ではあるが、二面の末尾にそれぞれ「龜」および「最」がある

ことから、上記の順序で習書したことがわかるのである。なお、最上郡については、平城宮木簡に「……陸奥國最上郡裝(以下略)」とある(東一坊大路の西側掘出遺跡。陸奥と出羽の違いは『純日本紀』によれば、和銅五年十月丁酉条に「割三陸奥國最上置馬二郡隸出羽國」^{『舊』}とある措置に基づくものである。

④

二八・〇 × 三・〇 × 〇・九 〇〇

・下野國河内郡 郡郷

・

右側面・下端部が欠損。表裏の関係は不明。裏面は習書かもしれ
ない。「下野國河内郡 郡郷」は『和名類聚抄』に見え、内容こそ

不明だが、当時の出羽國と東國との関連を示す資料であろう。

⑤

・天王御為 (郡郷)

・大田王御為五 父母二柱御為五百

若國 過去見在眷屬御為五

・助賣四年七月廿五日

上端と下端の一部が欠損。上半部には削り残されたと思われる文字が薄く見える。

裏面に年紀があることから、習書とは考えられなく、一種の顧文のような性格のものであろうか。

⑥

四五・八 × 二・六 × 〇・九 〇三

・而察察察察察察察察之之之之之之の灼灼灼灼灼灼若若

・若若若若若若若若若若出緑緑波波波波波波體體體體

習書木簡。「文選」の第十九卷に収められている「洛神賦」の一節を習書したものである(小島繁之氏の御教示による)。

(前略)余告之曰、其形也、翩若驚鴻、若遊龍、榮曜秋菊、

華茂春松。勇爾兮若輕雲之蔽月、飄飄兮若流風之迴雪。遠

而望之、皎若太陽升朝霞。迫而察之、灼若芙蕖出渌波。

橫織得裏、修短合度。(後略)

⑦

・解 申進人事合五人

下端欠。裏面の墨痕はほとんど見えず、判読不可能。

文書木簡。人の買進を示す木簡。屏の書式で、事書の下にすぐ本文(内容)が記され、裏面にはおそらく買進年月日等が明記されているのであろう。人名は墨痕が薄いため判読できない。

通常、井戸は意識的にしかも短期間埋められるために、井戸跡出土の遺物はその井戸とともに機能していた建物跡などの遺構の年代

を推定する貴重な資料となるのである。

井戸跡からは年紀を示す木簡が三片(天平六(七三四)年、天平勝

宝四(七五二)年、同五(七五三)年―出土している。井戸の腐葉年代は下限の資料をもって決めるならば、天平勝宝五年ごろと見られるであろう。その場合、問題は天平六年との間に二十年の開きのある事実を如何に解釈するかである。そこで、天平六年の木簡に注目してみよう。

まず、クギ書きである点の特異である。こうしたクギ書きの類例はあまり多くはないが例えば、伊場木簡第十三号「山代國連町馬食・□申」がある(伊場遺跡発掘調査報告書第一冊「伊場木簡」昭和五十一年)。また、正倉院所蔵の漆柄香炉箱の蓋には針書で「初神龜六年七月六日」と記している(松崎勉正編「正倉院宝物銘文集」昭和五十三年)。一応、このように、類例を認めることができるが、その記載内容にも問題がある。この木簡はほぼ完形にもかかわらず、記載されている文字は「天平六年月」のみである。しかも年紀の記載も「……年月」と何月か明記していない。さらに、木簡の上半部の年号の真上に鉄釘と思われるものが打ちつけてある点に注意する必要がある。一方、一般的には、井戸の性格からして、井戸使用時の投棄の可能性はない。

これらの点を併せ考えるならば、この木簡はクギ書きに加えて、簡略な年紀だけという点で、通常の役所間などでのやりとりの際に用いられたものとは考えがたい。むしろ、この木簡は年紀を記し、何かに打つけておいた木札のような性格のものではないだろうか。そのように解釈するならば、井戸跡から二十年の開きのある木簡が

出土したことも問題とはならないであろう。

第二号木簡が出羽国の調庸制を考える重要な資料であることは前述したとおりである。ここで、問題をさらに展開させるならば、出羽國(秋田城)の性格論にまで及ぶであろう。天平五(七三三)年、出羽國は秋田村高清水河に遷置された(『続日本紀』天平九(七三七)年正月丙申条には、

先是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。從陸奥國遣出羽國。道經男勝。行程迂遠。請征男勝村以通直路。

とあり、陸奥國(多賀城)より、出羽國出羽國までの連絡路の開鑿を目的としたものである。これ以前に、養老五(七二二)年出羽國は陸奥按察使の管轄下に置かれていた。したがって、両國の連絡を密にするためには、両國府間の連絡路を整備することが急務とされたのであろう。その点(その後の関連史料も含めて)からは、移転後の出羽國(秋田村高清水河所在)に出羽國府としての性格を認めることができるであろう(拙稿「出羽國府論」宮城縣多賀城縣調査研究所「研究紀要」昭和五十二年)。しかし、一方では、出羽國府は終始、出羽郡に所在したとする主張もある(高橋富雄氏「秋田城をめぐる諸問題」『日本歴史』二八一号、昭和四十六年)。

ところで、調庸の付札は原則として買進された最終地で荷ほどきされ、腐葉されるものである。そして、前述したように延喜式には出羽國の調庸は当國に留め置くという規定があり、そのことは文献上で九世紀半はごろまでは確實にあとづけることができるのである。

る。さらに加えて、木簡は材質・形態・書体いずれも今出土の木簡の中では最もすぐれており、調の付札としては完全な姿をとめており、決して書き損じたりして中途で廃棄されたものとはみられない。したがって、調庸の木簡が秋田城跡から出土したことは、出羽櫓(秋田櫓)が国府として機能した一つの証拠となるであろう。

なお、「秋田城」の名は「大日本古文書」巻二五所収の「天平宝字四(七七〇)年三月十九日の丸部足人解状に「阿支太城」とはじめて見える。また「日本後紀」延暦二十三(八〇四)年十一月癸巳条に「秋田城建置以来册餘年」の記載がある。その点では、秋田城の建置は七六〇年前後と考えられる。この出羽櫓から秋田城への変化の実態解明は今後の大きな課題である。

以上のように、秋田城木簡は点数こそ少ないが、その他にも「文選」がすでに八世紀半ばに地方へ確実に普及していたことを示す習書木簡もあり、内容には貴重なものが多く、その意義はきわめて大きいといえるのである。

(8) 堂の前遺跡

堂の前遺跡は飽海郡八幡町法蓮寺字堂の前にある。日向川・荒瀬川の合流点に近く、荒瀬川の旧沼澤原上に位置しており、標高十五m、西・南にいくにつれて低くなっている。付近には、城輪櫓跡をはじめとして、八森遺跡、上ノ田遺跡など、律令制下の出羽國を考える上で貴重な遺跡が数多く分布する。

昭和四十九年以來の調査で、基壇跡のほか平安時代の建物群とそ

れを囲む板敷等が数多く発見されている。昭和五十三年八月からはじまった第六次調査で、旧河川や土堤などの遺構とその内部の幅三mの溝跡から木製品などの有機質遺物を多数検出した。時期は出土した土器から、平安時代後半頃と考えられている。

木簡は三点で、いずれも上端を山形に削り、下端も鋭角的に尖らせている。長さは最大で現存長五・一cm、最小で三・三cmである。三点とも同一筆跡で、内容も全く同じである。(註)

「山口親急々如律令」

(註) 山形県教育委員会「堂の前遺跡・7次発掘調査説明会資料」昭和五十三年十一月

元興寺極楽坊出土のいわゆる物忌札と同様の性格のものであるう
か。

以上の各遺跡の木簡については、山形県の城輪櫓跡・堂の前遺跡・平形遺跡を除いては一応、私自身、解説を担当し、各調査担当者の協力を得て、左記のそれぞれの報告書および論考等ですべてに発表しているが、本稿はそれらから抜粋し、一部補筆・訂正し、まとめたものである。

多賀城跡

1 多賀城跡調査研究所「多賀城跡 昭和四五年発掘調査概報」

昭和四六年

2 多賀城跡調査研究所「多賀城跡 昭和四八年度発掘調査概報」

昭和四九年

3 多賀城跡調査研究所「多賀城跡 昭和四九年度発掘調査概報」

昭和五〇年

4 平川 南「多賀城跡出土の木簡」、『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月

弘田柵跡

1 弘田柵跡調査事務所「弘田柵跡 昭和五〇年度発掘調査概要」

昭和五一年

2 弘田柵跡調査事務所「弘田柵跡 第九・十次発掘調査概要」昭和五二年

3 平川 南「弘田柵跡・胆沢城跡・落合遺跡出土の木簡」、『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月

4 平川 南「弘田柵跡出土の新木簡について」、『日本歴史』第三五

七号、昭和五三年二月

5 平川 南「東北地方出土の木簡―弘田柵跡・胆沢城跡―」、『第三回木簡研究集会記録』昭和五四年三月

胆沢城跡

1 水沢市教育委員会「胆沢城跡 昭和五〇年度発掘調査概報」昭和

五二年

2 水沢市教育委員会「胆沢城跡 昭和五一年度発掘調査概報」昭和

五二年

3 平川 南「弘田柵跡・胆沢城跡・落合遺跡出土の木簡」、『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月

落合遺跡

1 平川 南「弘田柵跡・胆沢城跡・落合遺跡出土の木簡」、『第一回木簡研究集会記録』昭和五一年七月

秋田城跡

1 秋田城跡発掘調査事務所「秋田城跡 昭和五三年度秋田城跡発掘

調査概報」 昭和五十四年

2 秋田城跡発掘調査事務所・平川南「秋田城跡出土の木簡」、『考古学ジャーナル』第一六〇号、昭和五四年四月

三、全体的検討

(1) 木簡の出土状況

東北地方においては、現在までのところ、木簡の出土地は遺跡の性格の明らかでない落合遺跡・平形遺跡・堂の前遺跡を除くと、すべて、いわゆる城柵遺跡（弘田・城柵跡も含めて）に限られている。この傾向は多分に発掘調査の実情を現わしているともいえる。というのは、東北地方では、昭和四十四年以降の多賀城跡の継続的発掘調査を契機として、いわゆる古代の文献上に現われる城柵の擬定地の発掘調査が各地で継続して実施されるに至ったのである。一方、那珂・寺院跡については、木簡が調査者に注目される以前の調査と、近年、福島県を中心としてようやく本格的な調査が開始されたばかりである。したがって、東北地方の木簡の出土はいわゆる城柵遺跡に集中する傾向も無理からぬところであろう。

ところで、こうした城柵遺跡の調査も、現状では多賀城跡など一部をのぞくと、遺跡の範囲確定に主眼がおかれており、内郭部分と外郭線に限られ、古代に最も実務的に機能した、いかえれば木簡の使用頻度の高いところと考えられる外郭内地区の官衙群には、ほとんど着手されていないのである。このことが木簡のいまだ出土例の少ない理由の一つであろう。

もう一つの理由は遺跡の立地に起因するであろう。八世紀前半および後半に造営された多賀城跡をはじめ、桃生城跡・秋田城跡などは丘陵上に主要遺構が立地し、井戸のような特殊な条件がないかぎり、ほとんど木簡が遺存する状況にないのである。例えば、多賀城跡の場合は周辺の低湿地、秋田城跡では井戸跡から出土している。また、最も条件に恵まれ、建築材の遺存状況のきわめて良好な胆沢城跡・弘田柵跡・城輪柵跡などは、今後に大きな可能性を残しながら、前述したように、ほとんど外郭内の官衙群の調査が行なわれていないのが現状である。

(2) 木簡の形状

木簡の材質についてはほとんど正式な鑑定をしていないので、明確な点は不明である。ただ、東北地方出土の木簡の全体的傾向として、材質に若干のばらつきが認められるようである。多賀城跡を例にとるならば、今回報告の④武蔵国からの米の付札は昭和四十八年八月の出土以来、水漬け状態で保存してきたが、他の木簡すべてが何ら顕著な変化を示さないのに対して、この付札の墨痕はほとんど

失われ、出土直後の写真で判読できるだけである。この木簡が湖業樹であることに起因するかどうか、木簡の保存問題という点で注目されるであろう。

形骸の点でも、他地域においても一般的にいえるように、特殊な内容や習書木簡などに多少のばらつきが見える。多賀城木簡⑦は丸い棒状を呈した異形木簡とみなすことができるもので、内容的にも呪術的な言葉「戊戌戌」を記している。また、習書木簡のうちでは、秋田城木簡⑧は、三、四cm方形の角材を使用し、下端部に粗い切り込みを入れ、長い材から切り離した痕跡も認められる。なお、削屑の少ないことは、おそらく、木簡使用場所と出土地点の間に直接的関連がなかったことによるのであろうか。

(3) 木簡の内容とその意義

木簡の内容はすでに各遺跡ごとに概要を記したように、史料の少ない東北地方にとって一点一点が貴重な史料となることは勿論、律令地方官衙の実態を伝える史料としての価値も高いであろう。その内容を一応、分類するならば、次表のとおりになるであろう。

古代の東北地方は征夷または鎮守の歴史として、ことさらに軍事上の抗争に重きが置かれ、なかでも、城柵はそうした軍事上の抗争の場としての側面だけが強調されてきたのである。

しかしながら、戦後の東北地方における考古学上の調査研究によって、次々に重要な資料が提示されているのである。特に近年の城柵官衙跡の本格的な発掘調査の開始によって、従来の城柵_{（木簡）}的イ

東北地方出土の木簡について

メーンは一新されたといえる。すなわち、東北の城柵は比高〇に近い低地から、丘陵に位置するものでさえ、五〇m以下であるに對し

遺跡名	内容	文書	傳信 符原	付札	習書	その他 符原など	不明	計
多賀城跡		6	5	2	11	1	41	66
弘田柵跡		6					8	14
胆沢城跡		1		1	1		8	11
落合遺跡				1			2	3
城輪柵跡							1	1
平形遺跡							1	1
秋田城跡		1		2	2	1	5	11
堂の前遺跡						3		3
計		14	5	6	14	5	66	110

東北地方出土の木簡の内容分類

て、西日本の大野城・基肆城・怡土城跡などは四〇〇m内外の高い山に築かれているのである。また東北の城柵は内郭・外郭の明確な区分を有し、とくに内郭部はかなり規則的な建物配置をともなっている。さらに外郭内地域には、一定の官衙ブロックの存在も認められるのである。

そこで、文献上からも、あらためて、城柵を含めて古代東北史を律令国家の支配過程の中に正しく位置づける必要があると思われる。その意味からは、城柵はあくまでも律令行政遂行の中心的機關として位置づけて理解すべきである。さらにいうならば、城柵は行政的施策遂行の中心的施設であるとともに、行政的区画をも意味し、その地に一郡ないし数郡の令制郡建置を目指したのである。城柵の遺構は多くの民がその地域に定住し編戸されることで初めて意義を生するのであり、結局、律令的収奪を目的としたことを如実に示している。この律令国家の積極的な施策は在地の強い抵抗を生み出したのであり、これがいわゆる蝦夷の反乱である。

以上の点に立脚するならば、おのずと、東北地方における木簡の出土の意義も明らかになるであろう。特にいわゆる城柵遺跡の木簡は当時の陸奥・出羽両国に対する律令政府の具体的行政遂行の姿態をもがたる資料となるのである。東北地方に関しては、従来の文献資料は征夷関係の記事に集中し、通常の陸奥・出羽両国の動きは比較的不鮮明である。その点では、例えば、秋田城の調の付札は延喜式の規定を八世紀半ばまでさかのぼらせる重要な資料となるもの

である。また従来、その地方への普及の資料を欠いていた陸奥道や
漢籍の文書などは、多賀城木簡の「急々律令」や、秋田城の習書木
簡の出土によって立証されたといえよう。なお、平城宮木簡や大宰
府木簡はともかく、通常の令制国と異なり、東北地方出土の木簡に
は、多賀城木簡の「武蔵国播磨郡……」（上野国勢多郡・桂草郷）、秋
田城木簡の「下野国河内郡……」など、他国（袋東諸国）からの物質
の搬入・人の移動などを示すものが存在することも特徴の一つとし
てあげられよう。

一方、東北地方においては、瓦、土器などの遺物に関する研究も
飛躍的に前進をみており、各遺跡の年代決定の重要な手がかりとな
っている。しかしながら、官跡の調査にみられるようなさらに細か
な年代決定となるにはいまだ資料不足であることは否めない。その
点で、弘田権の「嘉祥二年」、秋田城の「天平六年」、「天安」賜宝四年
「天安」賜宝五年」などの年紀ある木簡は伴出する土器・瓦の編年に
手がかりを与えることは確かであり、ひいては、今後の東北地方の調査
に大きな影響を与えることになるであろう。

四、今後の課題

多賀城跡から多量の漆紙文書が出土したことは周知のとおりであ
る。それは紙が漆塗の作業に再利用されたからであると考えられ
る。すなわち、漆が紙に偶然付着したのではなく、漆塗の作業の副

産で、漆の変化を防ぐために紙を利用したため、漆がしみこんで残
ったのであろう。したがって、紙は偶然ではなく、漆塗の作業を行
なう所では、ある程度、必然的に残存する可能性がある。そして、
その際に用いられる紙は多くの場合、公文書の反故であることが
ら、これらの紙の発見は新たな古代文書の出現を意味するのであ
る。

中央においては、正倉院文書と木簡との対比から、紙と木簡との
相互関係の検討がすでに行なわれている。ところが、従来、地方で
は木簡の出土例もあまり多くないうえ、地方から中央へ差し出され
た文書類は正倉院等に伝存しているものの、地方官衙内でとりかわ
された紙の文書はほとんど知るすべもなかった。ところが、多賀城
漆紙文書の発見を契機として、今後、同様の発見例の増加により、
紙と木簡との比較検討を進めるならば、地方における木簡の用途を
明瞭にすることができるのではないだろうか。この他にも、木簡自体
の形状・書体・書式などの検討も今後に残された大きな研究課題と
いえるであろう。

以上、東北地方の木簡は点数もまだ少なく、これまで述べてきた
若干の私見は今後の出土例の増加とともに、あらためて検討する必
要があることを断っておきたい。

彙報

木簡学会設立總會および研究集会記事

かねて設立の準備がすすめられていた、木簡研究の新たな学会組織である木簡学会の設立總會と記念講演および研究集会は、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館で左記の如く行なわれた。

◇三月三十一日(土) 午後一時三〇分から

設立總會 準備委員代表岸俊男氏の挨拶ののち、弥永貞三氏を議長に選出し、左記の如く行なわれた。

経過報告(田中穂) 一九七七年一月の奈良国立文化財研究所主催による第三回木簡研究集会の終了後、参加者の一部から新たな木簡研究の学会組織を設立する旨の提案がなされ、参加者全員によって準備委員が選出された。そこで奈良近辺の準備委員を中心に、当日出された参加者の意見や、諸般の事情を検討して、原案を作成し、準備委員全体の意見を求めるなどしてようやく設立總會をもつところまで来た。幸いローウェ博士の来日を機会に設立總會を計画しては、との意見もあり、急遽日程などが定まったため、必ずしも準備委員全体の意見を十分に纏めるゆとりもなく、岸・田中・狩野など奈良近辺の準備委員が独走した感のある点は深くお詫びしたい。やはり奈良近辺に職場をもつ数人で事務局を構成し、ここでも検討を重ね、午前

中に準備委員会を開催して、会則案等を審議し、現在にいたった。なお、右のような事情もあって、本日の設立總會等の案内は、先の三回にわたる木簡研究会への参加者に限ったことも了解していただきたい。

会則提案(狩野久) 会則案を検討の結果、原案が可決された。逐条審議がなされ、部分的な修正意見も出されたが、とくに運用する過程で実情に応じて検討を加えることとなった。とくに第五条についてはその運用にあたっては会の主旨を十分に体するべきで、例えば会員と会誌購読者とを区別する点については委員会で検討することとなった。また第六条については顧問をおくべきであるとの意見が出されたが、必要と認められる段階までは敢けず、論議のあったことを記録にとどめることとなった。さらに第八条の總會の内容及や会の運営方法等については委員会で検討し、必要があれば第一条にもつき細則等で定めることとなった。

会費提案(狩野久) 初年度で予算の積算基準が明確ではないが、總會開催費・会誌刊行費・その他の雑費で概算八〇万円は必要であり、これを会費によって賄うという原則から、一人一万円とする案が提出され、承認された。

委員および監事の選出(田中穂) 別掲の如く提案され、承認された。

記念講演 ケンブリッジ大学東洋学部のマイケル・ローウェ博士

が、「中国新出土の木簡と帛書」と題して講演された。その要旨は別掲の如くである。

懇親会 記念講演終了後、午後六時から、「ガーデン大和」で行なわれ、観聴を深めた。

◇四月一日(日) 午前九時三〇分から午後三時まで、左記の研究発表が行なわれた。いずれも報告内容は本号に収載できたので、本誌の所収論考を参照されたい。

最近の各地遺跡出土の木簡

加藤 優氏・八木勝行氏

秋田城跡出土の木簡

平川 南氏・小松正夫氏

藤原宮跡出土の木簡

鬼頭清明氏

(司会) 直木孝次郎氏・北村文治氏

討論では、加藤報告を補足して御子ヶ谷遺跡について八木勝行氏の報告があり、長岡京・大宰府・長門関府遺跡などからの出土木簡についても補足報告があり、ついで秋田城跡・御子ヶ谷遺跡・藤原宮跡の順序で、とくに木簡出土遺構を中心とした事実関係について活発に論議が行なわれ、三時すぎに終了した。

第一回委員会(四月一日)

研究会を終了後、第一回委員会が開催され、会長に岸俊男氏を選出し、幹事(二名)を委嘱した。また、次回の総会を二月一・二日(土・日)に開催し、それまでに会誌(創刊号)を発行する事とした。

役員

会長	岸 俊男
副会長	大庭 脩
委員	青木 和夫
	門脇 頼二
	田中 琢
	坪井 清足
	早川 庄八
監事	関 晃
	土田 直鎮
	原 秀三郎
	直木孝次郎
	田中 稔
	平野 邦雄
	岡崎 敬
	狩野 久

幹事	佐藤 宗諱(編集)	鬼頭 清明(重務)	和田 萃
	榮原水通男	東野 治之	町田 章
	岩本 次郎	加藤 優	綾村 宏
	今泉 隆雄	清田 善樹	佐藤 信

木簡学会会則

- 第一条 本会は木簡学会と稱する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。
 - 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究会の開催
 - 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。
- 第六条 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。
- 第七条 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 第八条 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。
- 第九条 五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。
- 第十条 第六条 本会は次の役員をおく。
 - 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
- 第十一条 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 第十二条 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
- 第十三条 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第十四条 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第十五条 第九条 本会の経費は会費および寄付金をもってあて、総会において会計報告を行なうものとする。
- 第十六条 第十條 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十七条 第十一條 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 1 1979

CONTENTS

	Page
Foreword—Publishing Message	1
Wooden Documents Excavated in 1978	3
Outline; Explanatory Notes	
Heijō Palace Site, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Kidera Temple Site, Nara Prefecture; Nagaoka Palace Site and the Remains of Nagaoka Capital, Kyōto Prefecture; Remains of Nishi-ichi in Heian Capital, Kyōto Prefecture; Site of the Eighth Ward of the Third Avenue, Eastern Sector in Heian Capital, Kyōto Prefecture; Remains of Yoshidaminami, Hyōgo Prefecture; Remains of Shimogōri, Mie Prefecture; Remains of Kobanden, Mie Prefecture; Remains of Ninomiya, Shizuoka Prefecture; Remains of Shiroyama, Shizuoka Prefecture; Remains of Iba, Shizuoka Prefecture; Remains of Mikogaya, Shizuoka Prefecture; Remains of Hirakata, Yamagata Prefecture; Remains of Kinowanosaku, Yamagata Prefecture; Remains of Dōnomae, Yamagata Prefecture; The Akita Castle Site, Akita Prefecture; Remains of Kusadosengen-cho, Hiroshima Prefecture; Remains of the Streets of Onomichi City, Hiroshima Prefecture; Remains around Nagato-kokufu, Yamaguchi Prefecture; Remains of a Temple in Miyake; Fukuoka Prefecture	

Wooden Documents Excavated before 1978	50
Remains of Hottanosaku, Akita Prefecture; Remains of Yui, Mie Prefecture; Heijō Palace Site (5th. Excavation), Nara Prefecture; Heijō Palace Site (7th. Excavation), Nara Prefecture; Wooden Docu- ments in Shōsōin repository	
Present Situation of the Study of Chinese Wooden or Bamboo Documents	Osamu Ōba 63
On the Wooden Documents Excavated in the Tohoku District	Minami Hirakawa 78
Wooden Documents of the Nagaoka Capital and Dajōkan-kuriya	Takao Imaizumi 97
Wooden Documents Referred to Slaves, Excavated from the Fujiwara Palace Site.....	Kiyooki Kitō 112
Wooden Documents and Writings on Cloths Newly Excavated in China	Michael Loewe 123
The First Discovery of Wooden Documents.....	Migaku Tanaka 125
Collection of Reports	

Published by

JAPANESE SOCIETY

FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

一九七九年十一月二〇日 印刷
一九七九年十一月二五日 発行

T 630 奈良市佐紀町
奈良県立文化財研究所
平城宮跡発掘調査部
狩野 俊久 気付

編集発行

木 簡 学 会
会長 岸 俊男

TEL (094) 3314821

印刷 眞 嗣 社
京都市下京区油小路仏光寺上ル